

事業者の皆様へ

老人福祉法改正により

平成18年4月から

有料老人ホームの 対象が拡大しました



有料老人ホームに該当する場合には、
さまざまな手続きが必要になります。

詳しくは、裏面をご覧ください。



厚生労働省・東京都

「有料老人ホーム」の対象はこのように変わりました

有料老人ホームとは、老人福祉法第29条において、「老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう」と定義されています。

これまで、人数が10人以上であること、食事の提供を行っていることが要件となっていました。老人福祉法の改正により、平成18年度から有料老人ホームの対象が拡大されました。

平成18年4月から

人数要件：**なし**
(1人からでも対象になります)

サービス要件：
次の**いずれか**を行っていること
食事の提供
介護の提供
洗濯、掃除等の家事
健康管理

※これらのサービスの提供を、(1)委託で行う場合や、(2)将来これらのサービス提供を行うことを約束する場合も該当します。

これまで

人数要件：
10人以上の高齢者を入居させていること
サービス要件：
食事の提供をしていること



法律の改正

ただし、以下のものは有料老人ホームの対象から除外されています。

- ・老人福祉法で規定する老人福祉施設（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームなど）
- ・認知症高齢者グループホーム
- ・サービス提供（①～④）を行う高齢者専用住宅のうち、一定以上の床面積等を有するもの

「有料老人ホーム」に該当する場合、諸手続きが必要です

- ・ 都知事への設置届
(平成18年3月以前に業務を開始したものについても届出が必要です。)
- ・ 帳簿の作成と保存
- ・ 重要事項説明書の作成と情報開示
- ・ 入居一時金の保全措置 (入居一時金を受領する場合のみ)
- ・ 有料老人ホームの類型表示 など

まず、下記部局までお問い合わせ下さい。

お問い合わせは

東京都高齢社会対策部施設支援課 有料老人ホーム担当
〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第一本庁舎24階 TEL 03-5320-4264